

議案第 32 号

里庄町企業版ふるさと納税基金条例の制定について

里庄町企業版ふるさと納税基金条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

地域再生法に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連し寄附された企業版ふるさと納税の有効活用と円滑な制度運営を図ることを目的として、里庄町企業版ふるさと納税基金を設置する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町企業版ふるさと納税基金条例

(設置)

第 1 条 企業版ふるさと納税を活用して地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるため、里庄町企業版ふるさと納税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、前条の目的達成のために寄附された寄附金とし、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

2 前項の寄附金を積み立てるときは、企業版ふるさと納税の推進に要する経費に充てた額を除いた額の範囲内で基金に積み立てるものとする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、第 1 条に規定する目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(その他)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(里庄町未来を拓くふるさとまちづくり基金条例の一部改正)

2 里庄町未来を拓くふるさとまちづくり基金条例（令和 6 年里庄町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号を削り、同条第 3 項中「及び第 3 号」を削る。